

重要事項説明書

施設介護サービスを提供するにあたって、厚生省令第 39 号第 4 条により次のとおり重要事項を説明します。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 民善会
法人所在地	群馬県富岡市妙義町下高田 1888 番地 1
代表者氏名	理事長 松本 孝幸
電話番号	0274-73-4151 (代表)
設立年月日	平成 19 年 11 月 19 日

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム妙義
施設の所在地	群馬県富岡市妙義町下高田 1888 番地 1
施設長名	施設長 三ツ木 真由美
電話番号	0274-73-4151 (代表)
FAX 番号	0274-73-4152
開設年月日	平成 28 年 2 月 1 日

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	介護保険事業所番号	定員
指定介護老人福祉施設	平成 28 年 2 月 1 日	1071000846	55 人
短期入所生活介護	平成 20 年 2 月 29 日	1071000523	55 人

* 短期入所生活介護は空床型ユニット型指定短期入所生活介護事業として、特別養護老人ホーム妙義ショートステイセンターが運営しています。

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人民善会が運営する特別養護老人ホーム妙義は、老人福祉法及び介護保険法等の理念に基づき居宅において常時の介護を受けることが困難な方に入所いただき、日常生活を営む上で必要な介護を提供することを目的とします。
施設運営の方針	第1 意思と人格が尊重される介護を実践する。 第2 安心して家庭的な生活ができるように介護する。 第3 生きがいを持って潤いのある生活ができるようにする。

5 施設の概要

(1) 土地建物

敷地	6,528 m ²	
建物	構造	壁式鉄筋コンクリート造（平屋建て）
	延べ床面積	2,748.33 m ²
	利用定員	55人

(2) 居室

居室の種類	数	面積	1人あたり平均面積
ユニット型個室	55室	15.75 m ² ×49室 15.87 m ² ×3室 18.20 m ² ×3室	15.89 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたり面積
食堂（共同生活室）	5室	54.74 m ² ×3室・46.19 m ² 34.36 m ² ・26.95 m ²	4.9 m ²
居間（共同生活室）	5室	10.35 m ² ×4・18.00 m ²	1.08 m ²
一般浴室	1室	31.50 m ²	—
機械浴室	1室	34.65 m ²	—
医務室	1室	11.22 m ²	—
ホール	—	84.00 m ²	—

6 職員体制（主な職員） 令和3年11月1日現在

職 種	員数	区分				常勤 換算人数	指定 基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1	看護師 介護支援専門員 福祉施設長資格
生活相談員	1		1			1	1	介護福祉士 介護支援専門員
ケアワーカー (介護職員)	17	11	1	5		14.5	17	介護福祉士 8名 ヘルパー2級 初任者研修 7名 他 2名
看護職員	9	6		2	1	8.04		正看護師 7名 准看護師 2名
機能訓練指導員	1	1				1	1	理学療法士
介護支援専門員	3		2		1	2.3	1	介護支援専門員
医 師	1			1		0.2		医師
管理栄養士	2	2				2	1	管理栄養士

7 職員の勤務態勢

職 種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	月 9日
生活相談員	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	月 9日
ケアワーカー (介護職員)	早出 (7:00~16:00) 1日あたり 5~6名程度 遅出 (13:00~22:00) 1日あたり 5~6名程度 夜勤 (22:00~7:00) 1日あたり 3名 入居者の生活ペースに沿って出勤する為その他の変則勤務も有	月 9日
看護職員	ケアワーカーに準ずる	月 9日
機能訓練指導員	柔道整復師が正規の勤務時間帯 常勤で勤務	月 9日
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	月 9日
医 師	週 1日	
管理栄養士	正規の勤務時間帯 常勤で勤務	月 9日

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・各ユニットで配膳するので、『毎日の体調や、本人の嗜好に配慮した盛り付けで、食べたい時に食べる。』といった入居者のペースに合わせたお食事を楽しんでいただけます。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 ・自力での食事が困難な方については、職員が介助して食べていただきます。 <p>【食事時間】 朝食 7：30～ 9：30 昼食 12：00～14：00 夕食 17：30～19：30</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・できる限り、入居者の好みの時間で個人浴槽にゆっくり入れるように、職員がマン・ツーマンでお手伝いさせていただきます。 ・歩行の困難な方や寝たきり等で座位の困難な方には、リフト付きの個人浴槽や特殊浴装置を用いての入浴も可能です。
離床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 その際、安息タイムを設けるなど、過度の離床にならぬようにも配慮します。 ・生活のリズムを考慮し、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・定期的リネン交換は週1度行い、汚れ物の交換は随時行います。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指導のもと、入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医により週1日の往診を設けて健康管理に努めます。 ・看護師の配置を厚くし、医療依存度の高い入居者にも対応できるよう配慮し、体調不良などある場合は随時受診介助を行い、緊急時にも責任をもって対応します。 ・入院が必要な場合には、協力医療機関との連携に努め、対応します。 <p>【当施設の嘱託医】 氏 名 朝 長 健 太 (内科・外科 細谷クリニック)</p>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、利用者及びそのご家族から、利用者の生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を心豊かで実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を入居者と共に企画し、準備、実施することにより、やりがいを感じていただけるような『入居者参加型介護』を目指します。 主な娯楽設備（適宜） クラブ活動（華道・茶道・俳画・一筆画・園芸・手芸など） 喫茶コーナー 主なレクリエーション行事 誕生日会（毎月）、初詣、花見、納涼祭、敬老会、運動会など季節行事の他、買い物などにも出かけます。 地域貢献活動 学童の帰宅時間に合わせて、入居者及び職員による、防犯パトロールを実施します。 <p>*クラブ活動やレクリエーション行事については、別途費用がかかる場合があります。</p>
管理代行	<ul style="list-style-type: none"> 当施設での社会生活を円滑に行っていただくために、入所の際に次のものを利用者またはご家族に提出していただきます。 (1) 後期高齢者医療保険証コピー (2) 老人医療受給者証コピー (3) 介護保険証コピー (4) 障害者手帳コピー (5) 減額認定者証コピー (6) その他、特に必要と思われるもの

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> 理美容業者に依頼できます。 毎月1回程度理美容の日があります。
日常生活品の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活品を利用者及びご家族が自ら購入することが困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
貴重品管理	<ul style="list-style-type: none"> 金銭や貴重品について、ご自分で管理することができない方については、貴重品管理サービスをご利用いただけます。 お預かりする金銭は、原則として指定する金融機関の預貯金通帳での管理とし、現金は5000円以内とします。 お預かりするもの：預貯金通帳・印鑑・現金 出納方法は、「預り金管理規定」とおりです。
特別居室	<ul style="list-style-type: none"> 現在特別居室は設定されておりません。

特別食	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な食事（嗜好によるもの）を希望される方は、1週間前までにお申し出ください。 ・特別食は自室にて召し上がっていただきます。
特別な教養 娯楽設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・特に別途費用が必要な教養娯楽設備やレクリエーション行事については、その都度ご案内いたします。

9 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービス費の1割又は2割と食事標準負担額と居住費の合計額）
法定代理受領 でない場合	介護報酬の告示上の額 （施設介護サービスの基準額に同じと食事標準負担額と居住費の合計額）

(2) 法定外給付

区 分	利 用 料
理容・美容 サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘアカットについては有料となります。また、理美容業者に依頼され、その業者への支払い分を立て替えた場合は実費で請求します。
日常生活品の 購入代行サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費 ただし購入代金は自己負担となります。
貴重品管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・無料
特別居室	<ul style="list-style-type: none"> ・現在設定されておりません。
特別食	<ul style="list-style-type: none"> ・内容によって異なりますので、ご相談ください。
特別な教養娯楽 設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・とくに別途費用が必要な教養娯楽設備やレクリエーション行事については、その都度ご案内いたします。
入院・外泊時の サービス利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・入院または外泊中に短期入所等で空床利用した場合、居室料は発生しません。

*法定外給付の利用料については、予告なく変更することがあります。

10 苦情等の受付窓口

当施設のご利用にあたっての苦情ご不満等につきましては、下記までご連絡ください。

ご利用相談窓口	担 当 : 施 設 長 三ツ木 真由美 生活相談員 轟 ユ ミ 子
	受付日時 : 月～金曜日 9:00～17:00
	連絡先 : 電話 0274-73-4151

保険者の相談窓口 (安中市)	所在地 : 安中市安中 1-23-13 電話番号 : 電話 027-382-1111 受付日時 : 月～金曜日 (土日祝は休み) 9:00～17:00
保険者の相談窓口 (下仁田町)	所在地 : 下仁田町下仁田 682 電話番号 : 電話 0274-82-2111 受付日時 : 月～金曜日 (土日祝は休み) 9:00～17:00
保険者の相談窓口 (甘楽町)	所在地 : 甘楽町小幡 161-1 電話番号 : 電話 0274-74-3131 受付日時 : 月～金曜日 (土日祝は休み) 9:00～17:00
保険者の相談窓口 (南牧村)	所在地 : 南牧村大日向 1098 電話番号 : 電話 0274-87-2011 受付日時 : 月～金曜日 (土日祝は休み) 9:00～17:00
群馬県 国民健康保険団体連合会	所在地 : 前橋市元総社町 335-8 群馬県市町村会館 電話 : 027-290-1319 受付日時 : 月～金曜日 (12:00～13:00 除く) 8:30～17:15

11 協力医療機関

医療法人民善会 細谷クリニック	所在地	富岡市富岡 1375 番地
	電話番号	0274-62-4321
	診療科目	内科・外科・整形外科・皮膚科
	救急指定	無
公立富岡総合病院	所在地	富岡市富岡 2073-1
	電話番号	0274-63-2111
	診療科目	内科・外科・整形外科・脳神経外科 等
	救急指定	あり

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム妙義 消防計画」に則り対応を行います。			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム妙義 消防計画」に則り年 2 回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、消防署の指導のもと利用者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	376	防火扉・シャッター	無
	自動火災報知機	145	屋内消火栓	1
	非常放送設備	有	非常通報装置	有
	誘導灯	32	漏電通報装置	有
	ガス漏れ警報機	有	非常用電源	有

	*カーテン・カーペット・布団等は防災仕様の物を使用
消防計画	消防署への届出日 : 平成 25 年 5 月 17 日 防火管理者 : 施設長 三ツ木真由美

13 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は面会時間（8：30～20：00）を遵守し、面会簿に必ずご記入ください。 面会時間以外、正面玄関扉は施錠致します。急用等で面会時間外に来訪を希望される場合は、玄関横チャイムまたは電話でお知らせください。
外出・外泊	外出・外泊をされる場合は、その都度身元引受人が事前に届出を行ってください。利用者の体調等により、許可できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
嘱託医指導 以外の医療 機関への受診	契約者又はご家族が、嘱託医及び協力医療機関以外への日常的な受診を希望される場合には、ご家族の方で送迎くださいますようお願いいたします。
居室・設備・ 器具等の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合は、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館禁煙となっています。ご協力をお願いします。 また、施設内での飲酒はできますが、頻度・方法は個々にご相談させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	施設内では貴重品は事務所に預けてください。 ご本人で管理されている所持品(貴重品を含む)が紛失などした場合には、一切責任を負いません。
食品の 持ち込み	ご本人の嗜好品や軽食を持ち込まれる方は、必ず職員へお声かけください。 持ち込まれた食品等を他の利用者へ譲渡する事でのトラブルが発生した場合、利用を中止して頂く場合もございます。健康管理上の問題や食品衛生に関する観点からも、持ち込まれた食品等の基本的管理は自己責任でお願い致します。
宗教活動及び 政治活動	入居者及び家族の信教についての制限はありません。 ただし施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動や、他の利用者の迷惑になるような行為は、一切禁止します。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

14. サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	平成 26 年 9 月 24 日、25 日
【第三者評価機関】	群馬社会福祉評価機構
【評価評価の開示状況】	事務所前にて開示しています

15. 事故発生の防止及び事故発生時の対応について

①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針

(マニュアル)を整備します。

②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、そ

の分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

④施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者

の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

⑤施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

⑥施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

保険者の相談窓口 (群馬県)	所在地	: 前橋市大手町 1-1-1
	電話番号	: 電話 027-226-2569 介護高齢課直通
	受付日時	: 月～金曜日(土日祝は休み) 9:00～17:00

※市町村の窓口は上記項目 10 の苦情相談窓口と同様になります。